

自己評価報告書

平成 23 年 3 月 31 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2008～2012

課題番号：20243001

研究課題名（和文）信用の比較史的諸形態と法

研究課題名（英文）Law and Historical Morphology of Credit

研究代表者

木庭 顕 (Koba Akira)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：20009856

研究分野：人文社会系、社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：信用、比較社会史、銀行、私法

1. 研究計画の概要

信用ないし広い意味の金融の問題については、現在のグローバル化の状況の中で、十分な見通しを持ちえない状況である。歴史的に様々に形成された社会構造が各社会に色濃く影響を及ぼし、一律の議論を許さない。そこで比較史的に見られる様々な信用の形態を研究するそれぞれの歴史的社会的専門家を複数結集し、これと法との間の複雑な相互関係を分析することとした。おのずから、多元的多層的なアプローチの構築を目指すものである。

2. 研究の進捗状況

研究代表者の専門であるローマ法を軸とし、(大陸法つまりは日本法)の様々な法学的カテゴリーと社会構造の間のモデル的關係について随分と議論が深まり、そして一定の成果が得られつつある。ヨーロッパから専門家を招いて突っ込んだ議論をしたのが大きく、これを各自が各フィールドに持ち帰る、というのが基本的な共同研究の形式である。具体的には、第一に、信用を支えるエージェントの社会学的ミリューを、しばしばプロソグラフィカルな手法によって、あるいはソーシャル・ネットワークの観点から考察・実証すること、第二に、長期と短期の信用というカテゴリーの(単に長い短いと言うだけでない)実質が何であるのか、それぞれの社会においてどのようなバックボーンのもとに考察しうるか、第三に、土地保有との関係がどうであるのか、土地をバックアップとする信用と、土地に投下される信用の関係はどうか、第四に、人々の意識、とりわけ文芸的な史料に現れた意識、をどのように信用構造との関係で分析するのか、第五に、とり

わけ数学的モデルの経済学的手法、そしてこれと密接な関係を有する行動科学的なアプローチとの間にどのような対話手段が有るのか、が基軸と個別研究を結ぶイシューであった。これらのイシューは言わば共同研究の連絡を成り立たせるシャトルの役割を果たした。個別の研究に関して言えば、松原准教授の中国、そして両角教授のイスラームについて具体的な成果が得られ、特に両角教授の研究はこのプロジェクトの端的な成果であるという側面を有する。他に、現代アメリカ、アンシャン・レジーム期のフランス、江戸自体の日本に関しても一定の成果が有る。他方最先端の金融法上の問題と常に対話し、そして特に国際的法多元性がもたらす信用上のメリットについて議論してきた。元来は独自に構想されたものであったとしても、この研究プロジェクトと関係が深い研究成果が存在する。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

様々な分野にまたがり、そして交流と突き合わせを骨子とする研究であるだけに、元々集団で単一の作品を仕上げるということを目指していない。中核と、各フィールドへのアウトプット、という点ではほぼ目標通りの達成度が有る。イングランド史に関してその成果がまだ出ないのは、当初メンバーの在外研究などが影響している。これらの点を除けば、極めて充実した活動がなされてきたと言える。

4. 今後の研究の推進方策

今後は、初めから多元的に研究を進めて

きたにしても、それらブランチ間のまとまりを少々目指す必要が有る。この点で、分野ごとの進展の不揃いを研究会によってどう解消していくかが課題である。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ① 木庭顕、「債権法改正の基本方針」に対するロマニスト・レビュー、速報版、東京大学法科大学院ローレビュー、5、2010、査読有、195-215頁
- ② 斉藤哲志、フランス法における返還請求の諸法理—原状回復と不当利得(3)、法学協会雑誌、126-11、2009、査読有、1-33頁
- ③ 斉藤哲志、フランス法における返還請求の諸法理—原状回復と不当利得(2)、法学協会雑誌、126-5、2009、査読有、95-136頁
- ④ 斉藤哲志、フランス法における返還請求の諸法理—原状回復と不当利得(1)、法学協会雑誌、126-3、2009、査読有、1-85頁
- ⑤ 川村力、合併の対価と企業組織の形態(2)、法学協会雑誌、126-7、2009、査読有、89-165頁
- ⑥ 川村力、合併の対価と企業組織の形態(1)、法学協会雑誌、126-4、2009、査読有、77-143頁
- ⑦ 滝澤紗矢子、グロスター事件判決(1410年)に見出される「競争」概念再考: 15世紀イングランドにおける *damnum absque iniuria* の展開の一側面、法学(東北大学)、71-6、2008、査読有、1-29頁

[図書] (計5件)

- ① 両角吉晃、イスラーム法における信用と「利息」禁止、羽鳥書店、2011、321p.
- ② 木庭顕、ローマ法案内—現代の法律家のために、羽鳥書店、2010、243p.
- ③ 木庭顕、法存立の歴史的基盤、東京大学出版会、2009、1358p.
- ④ 森田果、金融取引における情報と法、商事法務、2009、250p.
- ⑤ 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造: *Standard Oil Co. of California and Standard Stations, Inc. v. United States* のアメリカ判例史上における位置づけを手がかりとして、有斐閣、2009、240p.